

1. 公害診療報酬(病院・診療所)

(1) 診療報酬の支払

被認定者が当区発行の公害医療手帳を提示し、認定に係る指定疾病及びその続発症についての診療等が行われた場合、診療を行った医療機関は診療に要した費用の全額を東京都北区に請求してください。

診療報酬は事務局にて請求書等の点検を行い、医学等に関し学識経験を有する者で構成する「東京都北区公害診療報酬等審査会」に請求内容の審査を諮り、額を決定します。

審査の結果、請求内容が妥当でないものについては減点を行うほか、点数の算定誤り等についても増減を行います。

●請求に必要な書類

- ◇ 公害診療報酬請求書(様式第1号) … 診療月毎に作成
- ◇ 公害診療報酬明細書(様式第2号(1)入院・様式第2号(2)入院外)
… 被認定者ごとに作成
- ◇ 支払金口座振替依頼書 …当区に初めて請求する場合及び開設者・口座等登録内容に変更があった場合

●提出期限

診療月の翌月10日(10日が土日祝日の場合は直前の開庁日)必着

※ 請求は数か月分まとめず、毎月行ってください。

●提出先

東京都北区役所 健康福祉部 障害福祉課 公害保健係

〒114-8508

東京都北区王子本町1-15-22

TEL 03(3908)9019(直通)

(2) 診療報酬の算定方法

平成4年5月29日環境庁告示第40号「公害健康被害の補償等に関する法律の規定による診療報酬の額の算定方法」(別添)に基づいて算定してください。

(3) 公害診療報酬明細書の記載方法

●入院(様式第2号(1))

◇ 公害疾患特掲診療費は1点10円欄に記載

公害入院療養指導料

〔① 病院 (1日につき) イ 入院の日から起算して3月以内の期間 … 75点

ロ 入院の日から起算して3月を超えた期間 … 125点

〔② 収容施設を有する診療所(1日につき) … 75点

清浄空気室管理料 … 58点

◇ 入院中の食事療養に係る診療報酬は1点12円欄に記載

◇ 薬剤料、特定保険医療材料料及び放射性粒子、酸素その他の材料の費用は1点10円欄に記載

◇ その他の初診料等の費用は1点12円欄に記載

●入院外(様式第2号(2))

◇ 公害疾患特掲診療費は1点10円欄に記載します。

公害疾患相談料 … 28点 月2回が限度 初診での算定不可

公害外来療養指導料 … 510点 初診の日又は初診の日から1か月以内での算定不可

ネプライザー加算 … 71点

◇ 薬剤料、特定保険医療材料料及び放射性粒子、酸素その他の材料の費用は1点10円欄に記載

◇ その他の初再診料等の費用は1点15円欄に記載

◇ 在宅患者訪問診療料、在宅患者訪問看護・指導料の対象となる患者は、訪問看護ステーションによる訪問看護の対象と同様、原則として特級及び1級の被認定者のうち、居宅で療養を行っており、認定疾病のために通院が困難な方で、在宅酸素療法指導管理料が算定されている方などが相当します。(2級の方でも、治療内容、心肺機能データを考慮し、公害診療報酬等審査会で審査の結果認められる場合もあります。)

●共通事項

◇ レセプトコンピュータから公害診療報酬明細書を紙に出力して提出していただくことも可能ですが(オンライン請求不可)。

*公害診療報酬明細書には、単価(10円、12円、15円)ごとに小計・合計欄があります。単価ごとの内訳が不明な医科診療報酬明細書は使用できません。

◇ 公害診療報酬明細書に単価ごとの小計・合計を記載し、摘要欄にレセプトコンピュータから出力した詳細を貼付あるいは医科診療報酬明細書を別添として添付することも可能です。

◇ 被認定者の認定番号、疾病名、診療の対象とした認定疾病の続発症名、診療開始年月日の記載漏れにご注意ください。

2. 公害調剤報酬

(1) 調剤報酬の支払

被認定者が当区発行の公害医療手帳を提示し、認定に係る指定疾病及びその続発症についての診療等を受け、薬剤又は治療材料の支給が行われた場合、調剤を行った医療機関は調剤に要した費用の全額を東京都北区に請求してください。

診療報酬は事務局にて請求書等の点検を行い、医学等に関し学識経験を有する者で構成する「東京都北区公害診療報酬等審査会」に請求内容の審査を諮り、額を決定します。

審査の結果、請求内容が妥当でないものについては減点を行うほか、点数の算定誤り等についても増減を行います。

●請求に必要な書類

- ◇ 公害調剤報酬請求書(様式第3号) … 診療月毎に作成
- ◇ 公害調剤報酬明細書(様式第4号) … 被認定者ごとに作成
- ◇ 支払金口座振替依頼書 …当区に初めて請求する場合及び開設者・口座等登録内容に変更があった場合

●提出期限

調剤月の翌月10日(10日が土日祝日の場合は直前の開庁日)必着

※ 請求は数か月分まとめず、毎月行ってください。

●提出先

東京都北区役所 健康福祉部 障害福祉課 公害保健係

〒114-8508

東京都北区王子本町1-15-22

TEL 03(3908)9019(直通)

(2) 調剤報酬の算定方法

平成4年5月29日環境庁告示第40号「公害健康被害の補償等に関する法律の規定による診療報酬の額の算定方法」(別添)に基づいて算定してください。

(3) 公害調剤報酬明細書の記載方法

- ◇ 薬剤料は1点10円で算定 : 様式第4号⑤欄
- ◇ 基本調剤料、時間外等加算、薬学管理料、
調剤料、加算料は1点15円で算定 : 様式第4号①②③④⑥欄
- ◇ レセプトコンピュータから公害調剤報酬明細書を紙に出力して提出していただくことも可能ですが(オンライン請求不可)。
※公害調剤報酬明細書には、単価(10円、15円)ごとに小計・合計欄があります。単価ごとの内訳が不明な医科調剤報酬明細書は使用できません。
- ◇ 公害調剤報酬明細書に単価ごとの小計・合計を記載し、摘要欄にレセプトコンピュータから出力した詳細を貼付あるいは医科調剤報酬明細書を別添として添付することも可能です。
- ◇ 被認定者の認定番号の記載漏れにご注意ください。

3. 公害訪問看護報酬(訪問看護ステーション)

(1) 訪問看護報酬の支払

被認定者が当区発行の公害医療手帳を提示し、認定に係る指定疾病及びその続発症についての訪問看護が行われた場合、訪問看護を行った医療機関は訪問看護に要した費用の全額を東京都北区に請求してください。

診療報酬は事務局にて請求書等の点検を行い、医学等に関し学識経験を有する者で構成する「東京都北区公害診療報酬等審査会」に請求内容の審査を諮り、額を決定します。

審査の結果、請求内容が妥当でないものについては減点を行うほか、点数の算定誤り等についても増減を行います。

●請求に必要な書類

- ◇ 公害訪問看護報酬請求書(様式第5号) … 訪問看護毎月に作成
- ◇ 公害訪問看護報酬明細書(様式第6号) … 被認定者ごとに作成
- ◇ 支払金口座振替依頼書 …当区に初めて請求する場合及び開設者・口座等登録内容に変更があった場合

●提出期限

訪問看護月の翌月10日(10日が土日祝日の場合は直前の開庁日)必着

※ 請求は数か月分まとめず、毎月行ってください。

●提出先

東京都北区役所 健康福祉部 障害福祉課 公害保健係

〒114-8508

東京都北区王子本町1-15-22

TEL 03(3908)9019(直通)

(2) 訪問看護報酬の算定方法

平成4年5月29日環境庁告示第40号「公害健康被害の補償等に関する法律の規定による診療報酬の額の算定方法」(別添)に基づいて算定してください。

(3) 公害訪問看護報酬明細書の記載方法

- ◇ レセプトコンピュータから公害訪問看護報酬明細書を紙に出力して提出していただくことも可能です(オンライン請求不可)。
- ◇ 被認定者の認定番号の記載漏れにご注意ください。
- ◇ 訪問看護ステーションによる訪問看護の対象は、原則として特級及び1級の被認定者のうち、認定疾病により、居宅において継続的に療養上の世話、診療の補助を受ける必要があると主治医が認めた方で、在宅酸素療法指導管理料が算定されている方などが相当します。(2級の方でも、治療内容、心肺機能データを考慮し、公害診療報酬等審査会で審査の結果認められる場合もあります。)

I 公害診療報酬請求書及び公害診療報酬明細書に関する事項

病院又は診療所である公害医療機関の診療報酬の請求については、公害診療報酬請求書に公害診療報酬明細書を添えて行うものであること。

第1 公害診療報酬請求書（様式第一号）については、次により取り扱われたいこと。

- (1) 「平成 年 月分」欄について
診療の行われた年月を記載すること。
- (2) 「件数」欄について
公害診療報酬明細書の件数の合計を記載すること。
- (3) 「金額」欄について
入院分については様式第二号(一)の「合計」欄の「⑦」欄の、入院外分については様式第二号(二)の「合計」欄の「⑤」欄の請求金額の合計を記載すること。
- (4) 「平成 年 月 日」欄について
公害診療報酬請求書を提出する年月日を記載すること。
- (5) 「医療機関コード」欄について
診療報酬請求書等の記載要領等について（昭和51年8月7日付け保険発第82号。以下「厚生労働省記載要領通知」という。）別添2第4によりそれぞれの医療機関について定められた医療機関コード7桁を記載すること。
- (6) 「公害医療機関の所在地 名称」欄について
公害医療機関である病院又は診療所の所在地及び名称を記載すること。
- (7) 「開設者の氏名又は名称」欄について
開設者の氏名又は名称を記載すること。
- (8) 「都道府県知事（市長）殿」欄について
自治体名を次の例にならい記載すること。
(例) ○○県知事殿、○○市長殿、○○区長殿

第2 公害診療報酬明細書（様式第二号）については、次により取り扱われたいこと。

- 1 入院及び入院外はそれぞれ別個の公害診療報酬明細書を使用すること。
- 2 公害診療報酬明細書（入院）の記載上の注意事項は次のとおりであること。
 - (1) 「平成 年 月分」欄について
診療の行われた年月を記載すること。
 - (2) 「公害医療手帳の記号番号」欄について
公害医療手帳の記号番号を記載すること。
 - (3) 「氏名」欄について
ア 診療を受けた者の氏名を記載すること。
イ 「1男 2女」欄は、該当する性別を○で囲むこと。
ウ 「1明 2大 3昭 4平 年生」欄は、該当する元号を○で囲み、生まれた年を記載すること。
 - (4) 「公害医療機関の所在地及び名称」欄について
公害医療機関である病院又は診療所の所在地及び名称を記載すること。
 - (5) 「疾病名」欄について
第一種地域に係る被認定者の場合、「(1)」の項においては、当該被認定者の認定疾病に該当する疾病名に付された記号を○で囲み、「(2)」以下の項には、当該診療報酬請求に係る診療の対象とした認定疾病的続発症名をすべて記載すること。
 - (6) 「診療開始日」欄について
「疾病名」欄に記載した疾病的診療開始日を当該疾病名を記載した項に記載すること。
認定疾病が複数ある場合は、「(1)」の項に認定疾病的記号と併せてそれぞれの認定疾病的診療開始日を記載すること。
 - (7) 「転帰」欄について
治ゆした場合には「治ゆ」を、死亡した場合には「死亡」を、中止又は転医の場合には「中止」をそれぞれ○で囲むこと。

なお、「疾病名」欄の疾病名が複数ある場合は、「疾病名」欄の該当する番号を記載すること。

- (8) 「診療実日数」欄について
入院日数を記載すること。
他疾病を主として入院している場合には、認定疾病に係る療養を行った日数を數え付記すること。
- (9) 公害診療報酬明細書の点数表示欄について
公害健康被害の補償等に関する法律の規定による診療報酬の額の算定方法（平成4年5月29日環境庁告示第40号。以下「公害診療報酬告示」という。）別表「第1章公害疾患特掲診療費第2入院料」及び「第3章その他の診療報酬1薬剤料、特定保険医療材料料及び放射性粒子、酸素その他の材料の費用」については、「(1点10円)点」欄に点数を記載すること。「第3章その他の診療料2その他」については、「(1点12円)点」欄に点数を記載すること。
- (10) 「⑩注射」欄について
注射の手技料を算定した場合は、注射の種類を記して回数及び注射の手技料に係る点数を記載すること。薬剤料、特定保険医療材料料については、薬剤の項に回数及び点数を記載し、その内訳については、「摘要」欄に所定単位当たりの使用薬剤の薬名、使用量及び回数等を記載すること。
- (11) 「⑪画像診断」欄について
画像診断に当たって薬剤、特定保険医療材料料を使用した場合は、「フィルム等」の項に回数及び点数を記載すること。
- (12) 「⑫入院」欄について
ア 「入院基本料・加算」の項には、入院基本料に係る1日当たりの所定点数（入院基本料及び入院基本料等加算の合計。なお、入院期間に関わらず、診療報酬の算定方法（平成20年3月厚生労働省告示第59号）別表第一医科診療報酬点数表（以下「医科点数表」という。）第1章第2部の例によること。）及び日数を「×日間」の項に記載し、それらを乗じて得られる点数の合計を「(1点12円)点」の欄に記載すること。ただし、入院基本料が月の途中で変更した場合はそれぞれの所定点数と日数について同様に記載すること。
なお、入院基本料と入院基本料等加算を区分して、同様に記載することも差し支えない。
イ 「公害入院療養指導料」の項は、入院患者に対して指定疾病に関する計画的な医学管理を継続して行い、かつ、栄養、安静、運動、日常生活その他在宅療養上必要な指導を行った場合に、その所定点数を算定すること。
ウ 「公害入院療養指導料」の点数が月の途中で変更した場合は、公害診療報酬告示別表第1章の第2の1の(1)に掲げる入院の日から起算した期間によって定まる1日当たり所定点数及び日数をそれぞれ「×日間」の項に記載し、それらを乗じて得られる点数の合計を「(1点10円)点」の欄に記載すること。
エ 「清浄空気室管理料」の項は、入院患者を当該室に収容した日数及び点数を記載すること。
オ 「その他」の項は、特定入院料等を算定した場合にその点数（入院期間に関わらず医科点数表第1章第2部の例によること）を「(1点12円)点」欄に記載すること。また、「(1点12円)点」の欄に記載した診療に使用した薬剤等の点数を「(1点10円)点」の欄に記載すること。
- (13) 「小計」欄について
ア 「①」欄には、「(1点12円)点」の枠に記載された点数の合計を記載すること。
イ 「②」欄には、「(1点10円)点」の枠に記載された点数の合計を記載すること。
- (14) 「⑪食事」欄について
「基準」の「円×回」の項には、入院時食事療養費に係る食事療養の費用の額の算定に関する基準（平成18年3月厚生労働省告示第99号）別表食事療養の費用額算定表（以下「食事算定表」という。）の食事療養に係る1食当たりの所定金額及び食事療養を行った回数を記載し、それらに乘じて得られる額を右側の「円」の項に記載すること。
なお、特別食加算を算定した場合には、「特別」の「円×回」の項に、食事算定表の1食当たりの所定金額及び特別食を行った回数を記載し、食堂加算を算定した場合には、「食堂」の「円×日間」の項に、食事算定表の1日当たりの所定金額及び日数を記載し、それについて、それらを乗じて得られる額を右側の「円」の項に記載すること。
「③」欄は、食事療養に係る金額の合計を記載すること。

なお、食事療養に係る金額の合計に 1.2 を乗じた金額は「⑥」欄に記載するので注意すること。

(15) 「摘要」欄について

高齢者の医療の確保に関する法律に基づく医療に要する給付等と公害健康被害の補償等に関する法律に基づく療養の給付との調整について(通知)(平成10年3月31日老健第70号・保険発第51号)が適用される場合は、調整に係る包括点数の名称を記載すること。

(16) その他

前述の記載事項を記載するほか、各項目に係る記載の方法、内訳等については、厚生労働省記載要領通知別紙1のⅡの第3の1及び2に示された相当する項目の記載要領によること。

3 公害診療報酬明細書(入院外)の記載上の注意事項は次のとおりであること。

(1) 「平成 年 月分」欄、「公害医療手帳の記号番号」欄、「氏名」欄、「公害医療機関の所在地及び名称」欄、「疾病名」欄、「診療開始日」欄及び「転帰」欄の記載上の注意事項は、2の(1)から(7)によること。

(2) 「診療実日数」欄について

診療を行った日数を記載すること。

なお、在宅患者訪問看護・指導料等を算定した日に医師の診療が行われない場合も診療実日数として数え記載すること。その際、「摘要」欄に医師の診療が行われない日に算定された在宅患者訪問看護・指導料等の名称を記載すること。

(3) 公害診療報酬明細書の点数表示欄について

公害診療報酬告示別表「第1章公害疾患特掲診療費第1診察料」及び「第3章その他の診療報酬1薬剤料、特定保険医療材料料及び放射性粒子、酸素その他の材料の費用」については、「(1点10円)点」欄に点数を記載すること。「第3章その他の診療料2その他」については、「(1点15円)点」欄に点数を記載すること。

(4) 「⑩医学管理」欄について

ア 「公害相談」の項には、公害疾患相談料を算定した場合にその回数及び点数を記載すること。

イ 「公害外来療養指導」の項には、

(ア) 公害外来療養指導料を算定した場合にその所定点数を記載すること。

(イ) 居宅において療養を行っている患者に対して、ネブライザー又は超音波ネブライザーを使用した場合の加算(以下「ネブライザー加算」という。)を算定した場合は、当該加算を算定した点数を記載し、「摘要」欄に(+)の記号を表示すること。

(ウ) 公害診療報酬告示別表第1章公害疾患特掲診療費第1診察料の2の注6ただし書の規定により公害外来療養指導料とみなされる指導料等を算定した場合においてネブライザー加算を算定した場合は、当該加算の点数のみを記載し、当該加算の基となる指導料等の点数については、「⑩医学管理」欄の「その他」の項又は「⑪在宅」欄の「その他」の項に記載すること。また、ネブライザー加算を算定した場合にあっては、「摘要」欄に(+)の記号を表示すること。

ウ 「その他」の項には、医科点数表第2章第1部の例により算定した場合にその記号、回数及び点数を記載すること。

(5) 「⑫注射」欄について

皮下筋肉内注射及び静脈内注射を行った場合は、「⑬ 皮下筋肉内」及び「⑭ 静脈内」の項に、その他の注射を行った場合は、「⑮ その他」の項に、注射の種類を記して、それぞれ回数及び注射料に係る点数を記載すること。薬剤料、特定保険医療材料料については、「⑯ 薬剤」の項にそれぞれ回数及び点数を記載し、その内訳については、「摘要」欄に所定単位当たりの使用薬剤の薬名、使用量及び回数等を記載すること。なお、注射の手技料を包括する点数を算定するに当たって、併せて当該注射に係る薬剤料を算定する場合は「⑯ 薬剤」の項及び「摘要」欄に同様に記載すること。

(6) 「⑰その他」欄について

リハビリテーション料を算定した場合は、中段に当該項目、算定単位数及び合計点数を記載するとともに、「摘要」欄に実施日数を記載すること。また、精神科専門療法を算定した場合は、中段に当該項目、回数及び合計点数を記載すること。

(7) 「摘要」欄について

ア 公害健康被害の補償等に関する法律に係る処理基準について(平成13年5月24日環保企第587号)の第5章第6の2に基づき、療養手当の請求に係る療養日数を証明する書類として、公害診療報酬明細書が利用される場合があるので、訪問看護指示料を算定した明細書につ

いては、「診療実日数」欄に係る診療を行った日の日付をすべて記載すること。この場合、1～31の数字を記載し、日付を○で囲むことによって日付の記載に代えても差し支えないこと。
イ 高齢者の医療の確保に関する法律に基づく医療に要する給付等と公害健康被害の補償等に関する法律に基づく療養の給付との調整について（通知）（平成10年3月31日老健第70号・保険発第51号）が適用される場合は、調整に係る包括点数の名称を記載すること。

(8) その他

2の(16)によること。

II 公害調剤報酬請求書及び公害調剤報酬明細書に関する事項

薬局たる公害医療機関の診療報酬の請求については、公害調剤報酬請求書に公害調剤報酬明細書を添えて行うものであること。

第1 公害調剤報酬請求書（様式第三号）については、次により取り扱われたいこと。

- (1) 「平成 年 月分」欄について
調剤の行われた年月を記載すること。
- (2) 「件数」欄について
公害調剤報酬明細書の件数の合計を記載すること。
- (3) 「金額」欄について
公害調剤報酬明細書の「合計」欄の「⑩」欄の請求金額の合計を記載すること。
- (4) 「平成 年 月 日」欄について
公害調剤報酬請求書を提出する年月日を記載すること。
- (5) 「薬局コード」欄について
厚生労働省記載要領通知別添2第4によりそれぞれの薬局について定められた薬局コード7桁を記載すること。
- (6) 「公害医療機関の所在地 名称」欄について
公害医療機関である薬局の所在地及び名称を記載すること。
- (7) 「開設者の氏名又は名称」欄について
薬局開設者の氏名又は名称を記載すること。
- (8) 「都道府県知事（市長）殿」欄について
自治体名を次の例にならい記載すること。
(例) ○○県知事殿、○○市長殿、○○区長殿

第2 公害調剤報酬明細書（様式第四号）の記載上の注意事項は次のとおりであること。

- (1) 「平成 年 月分」欄について
調剤の行われた年月を記載すること。
- (2) 「公害医療手帳の記号番号」欄について
公害医療手帳の記号番号を記載すること。
- (3) 「氏名」欄について
 - ア 処方せんに記載された患者の氏名を記載すること。
 - イ 「1男 2女」欄は、該当する性別を○で囲むこと。
 - ウ 「1明 2大 3昭 4平 年生」欄は、該当する元号を○で囲み、生まれた年を記載すること。
- (4) 「公害医療機関の所在地及び名称」欄について
公害医療機関である薬局の所在地及び名称を記載すること。
- (5) 「病院又は診療所の所在地及び名称」欄について
処方せんを発行した医師が医療に従事する病院又は診療所の所在地及び名称を処方せんに基づいて記載すること。
- (6) 「処方せんを交付した医師の氏名」欄について
処方せんを交付した医師の氏名を記載すること。
- (7) 「処方せん受付回数」欄について
調剤基本料算定に係る処方せん受付回数を記載すること。
- (8) 「処方」欄について
所定単位（内服薬にあっては1剤1日分、内服用滴剤、屯服薬、注射薬及び外用薬にあって

は1調剤分)ごとに、調剤した医薬品名、用量(処方せんにおいて1日用量による記載でないものにあっては1回用量及び1調剤分の投薬全量)、剤型及び用法を記載し、次の行との間を線で区切ること。

(9) 「調剤報酬点数」欄について

「加算料」欄には調剤料に対応する加算を記載すること。したがって、調剤基本料に対応する加算点数は本欄には記載しないこと。

(10) 「小計」欄について

ア 「④」欄には、調剤料の点数の合計を記載すること。

イ 「⑤」欄には、薬剤料の点数の合計を記載すること。

ウ 「⑥」欄には、調剤料に対応する加算料の点数の合計を記載すること。

(11) 「① 調剤基本料」欄について

調剤基本料に処方せん受付回数を乗じた点数を記載すること。

(12) 「②時間外等加算」欄について

調剤基本料に係る時間外加算、休日加算、深夜加算又は時間外加算の特例について、上欄に記号を、下欄に加算点数を記載すること。

(13) 「③薬学管理料」欄について

薬学管理料及び薬学管理料に対応する加算について、上欄に記号と回数を、下欄に合計点数を記載すること。

(14) 「合計」欄について

「⑦」欄には、薬剤料以外の点数の合計を記載し、「⑧」欄にはその合計点数に1.5を乗じて得られる額を記載すること。

「⑨」欄には、「⑤」欄の点数(薬剤料の点数の合計)に1.0を乗じて得た額を記載すること。

「⑩」欄には、「⑧」欄と「⑨」欄の合計を記載すること。

(15) その他

前述の記載事項を記載するほか、各項目に係る記載の方法、内訳等については、厚生労働省記載要領通知別紙1のIVの第2の1及び2に示された相当する項目の記載要領によること。

III 公害訪問看護報酬請求書及び公害訪問看護報酬明細書に関する事項

公害訪問看護報酬を請求しようとするときは、訪問看護ステーション等(公害健康被害の補償等に関する法律施行規則(昭和49年総理府令第60号)第16条第1号に規定する訪問看護ステーション等をいう。)ごとに公害訪問看護報酬請求書に公害訪問看護報酬明細書を添えて行うものであること。

第1 公害訪問看護報酬請求書(様式第五号)の記載上の注意事項は、次のとおりであること。

(1) 「平成 年 月分」欄について

訪問看護の行われた年月を記載すること。

(2) 「件数」欄について

公害訪問看護報酬明細書の訪問看護に係る訪問看護報酬請求件数の合計を記載すること。

(3) 「金額」欄について

公害訪問看護報酬明細書の「合計」欄の「⑥」欄の請求金額の合計を記載すること。

(4) 「平成 年 月 日」欄について

当該請求書を提出する年月日を記載すること。

(5) 「ステーションコード」欄について

健康保険法(大正11年法律第70号)第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者にあっては、訪問看護療養費請求書等の記載要領について(平成18年3月30日保医発0330008号。以下「訪問看護記載要領通知」という。)別添1により、それぞれのステーションについて定められたステーションコード七桁を記載すること。なお、その他の事業者にあっては記載を要しない。

(6) 「公害医療機関の所在地 名称」欄について

公害医療機関である訪問看護ステーション等の所在地及び名称を記載すること。

(7) 「開設者の氏名又は名称」欄について

事業者の氏名又は名称を記載すること。

(8) 「都道府県知事(市長)殿」欄について

自治体名を次の例にならい記載すること。

(例) ○○県知事殿、○○市長殿、○○区長殿

第2 公害訪問看護報酬明細書（様式第六号）については、次により取り扱われたいこと。

1 公害訪問看護報酬明細書の記載に関する一般的事項

同一の訪問看護の利用者が訪問看護の終了した月に再度訪問看護の利用を開始した場合においても、1枚の明細書にまとめて記載すること。

2 公害訪問看護報酬明細書（様式第六号）の記載上の注意事項は次のとおりであること。

- (1) 「平成 年 月分」欄について
訪問看護の行われた年月を記載すること。
- (2) 「公害医療手帳の記号番号」欄について
公害医療手帳の記号番号を記載すること。
- (3) 「氏名」欄について
ア 訪問看護を受けた者の氏名を記載すること。
イ 「1男 2女」欄は、該当する性別を○で囲むこと。
ウ 「1明 2大 3昭 4平 年生」欄は、該当する元号を○で囲み、生まれた年を記載すること。
- (4) 「公害医療機関の所在地及び名称」欄について
公害医療機関である訪問看護ステーション等の所在地及び名称を記載すること。
- (5) 「心身の状態」欄について
訪問看護の利用者の心身の状態を記載するものとし、特にその日常生活活動能力（ADL）の状態、認定疾病との関係が明らかになるよう具体的に記載すること。
また、当該月における動脈血酸素分圧または動脈血酸素飽和度のデータを記載すること。
- (6) 「訪問開始年月日」欄について
当該訪問看護を開始した年月日を記載すること。
- (7) 「訪問終了年月日時刻」欄について
当該訪問看護を終了した年月日及び最後に訪問した時刻を記載すること。
- (8) 「実日数」欄について
当該月における訪問看護を行った日数を記載すること。なお、同一日に2回以上訪問看護を行った場合であっても、1日として記載すること。
- (9) 「訪問終了の状況」欄について
症状の軽快により訪問看護を必要としなくなった場合は「1軽快」の、介護老人保健施設等に入所した場合は「2施設」の、保険医療機関等に入院した場合は「3医療機関」の、死亡した場合は「4死亡」のそれぞれの番号を○で囲むこと。また、上記に該当しない場合は「5その他」の番号を○で囲み、その内容を括弧内に記載すること。
- (10) 「死亡時刻」欄について
訪問看護ターミナルケア療養に係る費用を算定した場合、死亡年月日及び時刻を記載すること。
- (11) 「指示期間」欄について
ア 当該訪問看護に係る主治医の交付した最新の訪問看護指示書の指示有効期間を示す年月日を記載すること。
なお、指示年月日の記載がない場合は、指示書の有効期間を交付後1月とみなすこと。
イ 主治医から、患者の急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護が必要である旨の特別訪問看護指示書の交付を受けた場合は、「（特別指示期間）」欄に特別指示の有効期間を示す年月日を記載すること。また、別に厚生労働大臣が定める者について、1ヶ月に2回目の特別訪問看護指示書の交付を受け訪問看護を実施した場合は、行を改めて「（特別指示期間）」欄に記載すること。
なお、請求を行う月の前月に特別訪問看護指示書の交付を受け、当該請求月においても引き続き当該特別指示による訪問看護を実施した場合にあっては、特別指示があった前月の年月日についても「（特別指示期間）」欄に1回目又は2回目の区別がわかるよう記載すること。
- (12) 「主治医の属する医療機関の名称」欄について
当該訪問看護に係る訪問看護指示書を交付した医師の所属する保険医療機関等の名称を記載すること。
- (13) 「主治医の氏名」欄について
当該訪問看護に係る訪問看護指示書を交付した医師の氏名を記載すること。

(14) 「⑩基本療養費」欄について

ア 「⑪」欄について

保健師、助産師又は看護師が週3日までの訪問看護を行った場合は⑪の「看護師等」の「円×日」の項に、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が行った場合は⑪の「理学療法士等」の「円×日」の項に、悪性腫瘍の利用者に対する緩和ケア又は褥瘡ケアに係る専門の研修を受けた看護師が行った場合は⑪の「専門の研修を受けた看護師」の「円×日」の項に、訪問看護療養費に係る指定は、訪問看護の費用の額の算定方法（平成20年3月厚生労働省告示第67号。以下「訪問看護告示」という。）別表の01の1のイの（1）に掲げる1日当たりの訪問看護基本療養費の額（特別地域訪問看護加算を算定した場合は、訪問看護告示別表の01の注8に掲げる加算額を加算した額）及び当該月に訪問看護を行った日数を記載し、これらを乗じて得た額を右側の「円」の項にそれぞれ記載すること。また、週4日以降の訪問看護を行った場合は行を改めて訪問看護告示別表の01の1のイの（2）に掲げる1日当たりの訪問看護基本療養費の額（特別地域訪問看護加算を算定した場合は、訪問看護告示別表の01の注8に掲げる加算額を加算した額）及び当該月において週4日以降の訪問看護を行った日数を「円×日」の項に、これらを乗じて得た額を右側の「円」の項にそれぞれ記載すること。なお、訪問看護告示に規定する同一建物居住者に対し、指定訪問看護を保健師、助産師又は看護師が行った場合、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が行った場合、悪性腫瘍の利用者に対する緩和ケア又は褥瘡ケアに係る専門の研修を受けた看護師が行った場合についても、訪問看護告示別表の01の2のイに掲げる1日当たりの訪問看護基本療養費の額（特別地域訪問看護加算を算定した場合は、訪問看護告示別表の01の注8に掲げる加算額を加算した額）により同様に記載することとするが、同一日に3人以上に対して訪問した場合は、「(3人以上)(週3日目まで)(週4日目以降)」の「円×日」の項を使用すること。

イ 「⑫」欄について

准看護師が週3日までの訪問看護を行った場合は、訪問看護告示別表の01の1のロの（1）に掲げる1日当たりの訪問看護基本療養費の額（特別地域訪問看護加算を算定した場合は、訪問看護告示別表の01の注8に掲げる加算額を加算した額）及び当該月に訪問看護を行った日数を「円×日」の項に、これらを乗じて得た額を右側の「円」の項にそれぞれ記載し、週4日以降の訪問看護を行った場合は、行を改めて、同告示別表の01の1のロの（2）に掲げる1日当たりの訪問看護基本療養費の額（特別地域訪問看護加算を算定した場合は、同告示別表の01の注8に掲げる加算額を加算した額）及び当該月において週4日以降の訪問看護を行った日数を「円×日」の項に、これらを乗じて得た額を右側の「円」の項にそれぞれ記載すること。なお、訪問看護告示に規定する同一建物居住者に対し、准看護師が指定訪問看護を行った場合についても、訪問看護告示別表の01の2のロに掲げる1日当たりの訪問看護基本療養費の額（特別地域訪問看護加算を算定した場合は、訪問看護告示別表の01の注8に掲げる加算額を加算した額）により同様に記載することとするが、同一日に3人以上に対して訪問した場合は、「(3人以上)(週3日目まで)(週4日目以降)」の「円×日」の項を使用すること。

ウ 「⑬」欄について

末期の悪性腫瘍等の利用者又は特別訪問看護指示書が交付された者に対して、必要に応じて1日に2回指定訪問看護を行った場合は、訪問看護告示別表の01の注7に掲げる難病等複数回訪問加算の額及び当該月において複数回訪問した日数を「円×日」の項に、これらを乗じて得た額を右側の「円」の項にそれぞれ記載し、1日3回以上指定訪問看護を行った場合は、行を改めて同様に記載すること。

エ 月の途中で、利用者の住所変更等の理由により加算の算定の有無に異動があった場合には、項目を縦に二分し、それぞれの場合について、算定額、当該月に訪問看護を行った日数およびこれらを乗じて得た額を記載すること。

オ 同一の訪問看護において複数の者が行った場合は、いずれか1人の者についてのみ1日として記載すること。

カ 「⑭」欄について

緊急時訪問看護加算を算定した場合は、訪問看護告示別表の01の注9に掲げる緊急時訪問看護加算の額及び当該月において訪問した日数を「円×日」の項に記載し、これらを乗じて得た額を右側の「円」の項にそれぞれ記載すること。

キ 「⑮」欄について

訪問看護ステーションの看護師等が2時間を超える訪問看護を実施した場合は、訪問看護告

示別表の01の注10に掲げる長時間訪問看護加算の額及び当該月において訪問した日数を「円×日」の項に、これらを乗じて得た額を右側の「円」の項にそれぞれ記載すること。

ク 「⑯」欄について

同時に複数の看護師等による指定訪問看護が必要な者に対して、訪問看護ステーションの保健師、助産師又は看護師が同時に訪問看護を行った場合は看護師等の「円×日」の項に、准看護師が同時に訪問看護を行った場合は下段の准看護師の「円×日」の項に、理学療法士、作業療法士、又は言語聴覚士が同時に訪問看護を行った場合は理学療法士等「円×日」の項に、看護補助者が同時に訪問看護を行った場合は、看護補助者の「円×日」の項に、訪問看護告示別表の01の注12に掲げる複数名訪問看護加算の額及び当該月において訪問した日数を記載し、これらを乗じて得た額を右側の「円」に記載すること。

ケ 「⑰」欄について

訪問看護ステーションの看護師等が夜間（午後6時から午後10時まで）または早朝（午前6時から午前8時まで）に訪問看護を実施した場合は、訪問看護告示別表の01の注13に掲げる夜間・早朝訪問看護加算の額及び当該月において訪問した日数を「円×日」の項に、これらを乗じて得た額を右側の「円」の項にそれぞれ記載すること。

コ 「⑱」欄について

訪問看護ステーションの看護師等が深夜（午後10時から午前6時まで）に訪問看護を実施した場合は、訪問看護告示別表の01の注13に掲げる深夜訪問看護加算の額及び当該月において訪問した日数を「円×日」の項に、これらを乗じて得た額を右側の「円」の項にそれぞれ記載すること。

サ 「①」欄には、基本療養に係る金額の合計を記載すること。

(15) 「訪問日」欄について

- ア 基本療養費を算定した場合は、訪問看護を行った日について該当する日付を○で囲むこと。
ただし、特別訪問看護指示書に基づき訪問看護を行った場合は、該当する日付を△で囲むこと。
イ 訪問看護を行った日について、1日に2回以上訪問を行った場合は、その日付を○で囲み、
1日3回以上訪問を行った場合は、その日付を△で囲むこと。
ウ 長時間訪問看護加算を算定した場合は、その日付を□で囲むこと。

(16) 「⑩管理療養」欄について

- ア 「⑪管理療養費」の項には、月の初日の訪問の場合は、「円+円×日」の項の左側の「円+」の項に訪問看護告示別表の02の1に掲げる訪問看護管理療養費の額を記載すること。
イ 月の2日目以降の訪問の場合は、アの記載に加え、「円×日」の項に訪問看護告示別表の02の2に掲げる1日当たりの訪問看護管理療養費の額及び訪問した日数から1を引いた日数を記載すること。
ウ 右側の「円」の項には、ア及びイにより計算した合計金額を記載すること。
エ 「⑫」欄について
24時間対応体制加算又は24時間連絡体制加算を算定した場合は、「24時間対応体制加算・24時間連絡体制加算」のいずれかに○を付け、「円」の項に訪問看護告示別表の02の注2に掲げる額を記載すること。

オ 「⑬」欄について

特別管理加算を算定した場合は、「円」の項に訪問看護告示別表の02の注3に掲げる額を記載すること。

カ 「⑭」欄について

退院時共同指導加算を算定した場合は、訪問看護告示別表の02の注4に掲げる額及び当該月において退院時共同指導加算を算定した回数の合計を退院時共同指導加算の「円×回」の項に、これらを乗じて得た額を右側の「円」の項にそれぞれ記載すること。なお、当該加算は、同一日に複数回行った場合であっても1回に限り算定すること。さらに、当該患者が厚生労働大臣の定める特別な管理を必要とする者で特別管理指導加算を算定した場合は、訪問看護告示別表の02の注5に掲げる額及び当該月において特別管理指導加算を算定した回数の合計を特別管理指導加算の「円×回」の項に、これらを乗じて得た額を右側の「円」の項にそれぞれ記載すること。特別管理指導加算は、厚生労働省が定める疾病等の

患者については当該入院中に2回に限り算定できる。

キ 「⑯」欄について

退院支援指導加算を算定した場合は、「 円」の項に訪問看護告示別表の02の注7に掲げる額を記載すること。

ク 「⑰」欄について

在宅患者連携指導加算を算定した場合は、「 円」の項に訪問看護告示別表の02の注8に掲げる額を記載すること。

ケ 「⑰」欄について

在宅患者緊急時等カンファレンス加算を算定した場合は、訪問看護告示別表の02の注9に掲げる額及び当該月において、在宅患者緊急時等カンファレンス加算を算定した回数の合計を「 円× 回」の項に、これらを乗じて得た額を右側の「 円」の項にそれぞれ記載すること。なお、当該加算は、同一日に複数回行った場合であっても1回に限り算定すること。

コ 「②」欄には、管理療養に係る金額の合計を記載すること。

(17) 「⑩情報提供療養費」欄について

当該月において、当該訪問看護の利用者の居住する市（区）町村等に対して利用者に関する訪問看護の状況等の情報を提供した場合に、訪問看護告示別表の03に掲げる訪問看護情報提供療養費の額を記載し、「提供した情報の概要」欄にその内容を、「情報提供先の市（区）町村等の名称」欄には、利用者の居住する市（区）町村等の名称をそれぞれ記載すること。

(18) 「⑪訪問看護ターミナルケア療養費」欄について

訪問看護ステーションが、在宅で死亡した利用者について、死亡日前14日以内に2回以上訪問看護管理療養費を算定し、かつ、訪問看護におけるターミナルケアの支援体制について利用者及びその家族に対して説明を行った上でターミナルケアを行った場合に、訪問看護告示別表の05に掲げる訪問看護ターミナルケア療養費の額を記載し、「死亡時刻」欄に死亡年月日及び時刻も併せて記載すること。

(19) 「合計」欄について

ア 「⑤」欄には、「基本療養」欄の「①」欄の金額、「管理療養」欄の「②」欄の金額、「情報提供療養」欄の「③」欄の金額及び「ターミナルケア療養」欄の「④」欄の金額を合計した額を記載すること。

イ 「⑥」欄には、「⑤」欄の金額に1.5を乗じて得られる額を記載すること。

(20) その他

前述の記載事項を記載するほか、各項目に係る記載の方法、内訳等については、訪問看護記載要領通知別紙のⅡの第2の相当する項目の記載要領によること。